今後の予定（予定変更の可能性があります。いずみホームページをご確認ください）

５月２８日（土）

第79回 甲状腺エコー検査 in しろいし

６月２６日（日）

第80回 甲状腺エコー検査 in しばた

８月上旬　第15回 北海道親子保養プログラム

ほか、記念冊子（証言集）発行など

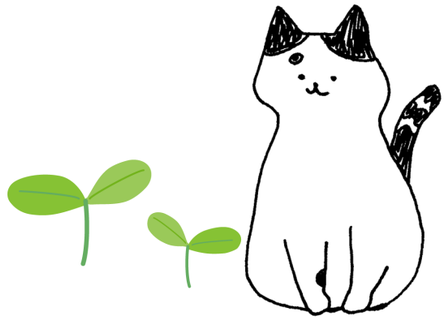

署名ご協力のお礼

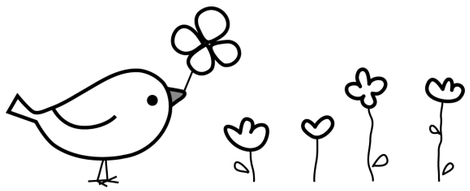

昨年来、「子ども脱被ばく裁判」「トリチウム汚染水（処理水）放出反対」への署名ご協力を本当にありがとうございます。原発事故という国家的規模の核災害については汚染地域住民だけでは解決できない課題が数多くあります。署名の取組みは引き続き継続されており、みなさまのお力をお寄せください。感染症にはご留意いただきつつも、今後ともご理解、ご支援をどうかよろしくお願いいたします。

「いずみ」の活動は国内外の支援活動によって支えられています。この活動を続けていくためにみなさまのご支援、ご協力をお願いいたします。献金、ご支援は下記専用口座をご使用下さい。

ご支援のお願い

送金先金融機関　ゆうちょ銀行
口座番号　02270－2－114887
加入者名　いずみの会
通信欄に　会費（一口2000円）、または、献金（支援）とお書き下さい。

運営委員長　布田秀治（いずみ愛泉教会）
運営委員　小林 休（鳴子教会）　鈴木のぞみ（川俣教会）
寺田 進（原町教会）　保科 隆
布田秀治（いずみ愛泉教会）
室 長　保科 隆
顧 問　篠原弘典（原子核工学専攻）
スタッフ　会津かよ子　服部賢治
会計協力　渡辺広衛

日本キリスト教団東北教区
放射能問題支援対策室いずみ
UCCJ Tohoku District Nuclear Disaster Relief Task Force “IZUMI”
〒980-0012　仙台市青葉区錦町1丁目13－6
TEL/FAX　022-796-5272
メールアドレス　izumi@tohoku.uccj.jp
ホームページ　http://tohoku.uccj.jp/izumi/

日本キリスト教団東北教区放射能問題支援対策室いずみ　ニュースレター第18号　2022年 4月 26日発行

いずみ

題字　丹治正雄氏

「いずみ」の歩みを振り返って

東北教区放射能問題支援対策室いずみ室長　保科 隆

放射能問題支援対策室「いずみ」が教団から当時の長崎哲夫総幹事をお迎えして開所礼拝を守ったのは2013年11月１日です。会場は仙台の東北教区センターでした。教師４名、信徒１名の合計５名の運営委員が紹介され、さらに１名の顧問と２名のスタッフも紹介されました。「いずみ」の活動はそこから始まりました。

私は、2013年５月の東北教区総会において教区の副議長に選出されたこともあり室長になったとの思いを持っています。それから８年以上の時が流れ、子どもの甲状腺検査や親子保養プログラム、放射能にかかわる映画会や講演会の開催、訪問と傾聴などの活動が展開されていきました。日本国内はもとより海外からの祈りと支えが与えられて歩んでくることが出来たと思い感謝のほかありません。特に、アメリカの合同メソジスト教会の災害支援組織のアムコールからは多大な金額の援助を発足時に受けたことを忘れることが出来ません。

今までの８年間の「いずみ」の取組みについては、このニュースレターなどによって報告されてきました。最近私が経験した新しいことを記させてください。「いずみ」の活動の中では訪問と傾聴にあたる取組みです。2021年10月のことです、福島原発事故から11年になる現在でも全町民が避難生活している双葉町に自宅を持っておられる避難者と共にご自宅に入ることができました。

2021年10月5日　福島県双葉町内にて
（放射線量が高く墓石の修復すらできない）

双葉町は大熊町とともに事故原発のある町です。この方の自宅に入るにはまずスクリーニング場に立ち寄って防護服を着て、個人線量計（ガラスバッジ）を身に着けねばなりません。玄関近くの空間放射線量を計測すると10マイクロシーベルト近くありました。私が住んでいる福島市の教会の近くは0．1マイクロシーベルト以下に今はなっています。それでもセシウム減衰が進んでおり多少は下がっています。それが双葉町の現状なのです。人が住める状態ではありません。

今後も「いずみ」の働きを覚えて全国の教会のみなさんのご支援、ご協力をぜひよろしくお願いいたします。

2022年 2月記

南相馬からみえるもの　～私たちに向けられた問い～　　小児科医　溝口 由美子

私が福島県南相馬市で生活を始めて10カ月が過ぎました。

ここ浜通りは、中通りや会津と比べると冬も比較的温暖で、積雪に悩まされることもなく、時々冷たい強風が吹くことはありますが、原発事故さえなかったら、里山の美しい、生活しやすい場所であったと思います。ただ長年の間、医療事情、特に救急医療に関しては厳しい状況に置かれていた地域でもあったようです。

こちらに来て私自身変わったことは、福島第一原子力発電所からの距離感が分かり易くなったことと、浜通りの状況が日常生活を通して具体的に感じられるようになったことです。震災から10年が過ぎましたが、ここで生活している人々は、今もまだ東日本大震災と原発事故で味わった痛み、悲しみ、理不尽さを抱えながら暮らしているのだなあ、と感じることが度々あります。一見これまでの日常生活が戻ったように見えていますが、いつまた非常事態が起きてもおかしくない、という緊張感と背中合わせで生活している感じです。

三陸道が全線開通し、宮城県・岩手県の沿岸部の復興は加速していますが、福島県の沿岸部はまだまだ取り残されている印象です。東日本大震災からの復興にこれだけ大きな開きができたのは、原発事故が起きてしまったからに他なりません。

あらためて思うのは、ひとたび原発事故が起きてしまえば、決して元の状態に戻ることはない、という事実です。土地も水も空気も汚され、それまで築いてきた人との関係や土地との結びつきは断ち切られて生きていかなければならない、という厳しい現実です。

先日、かねてから行きたいと思っていた伝承館に行ってきました。正式名を‘東日本大震災・原子力災害伝承館’といい、福島県が複合災害の記憶と教訓を後世に伝える目的で建設しました。福島第一原子力発電所から３km程離れた双葉町中野というかつての帰還困難区域であった場所の一画が特定災害復興再生拠点区域に指定され、そこに建てられています。つまりは帰還困難区域の中です。近くには中間貯蔵施設を建設中です。伝承館から海側の土地は津波の爪痕で広い草地が続き、所々に津波被害を物語る建物の残骸が今もまだいくつか残っています。海沿いの道路は現在整備中で、道路周辺の土地はかさ上げ工事の真っ最中でした。交通が不便な場所にあるにもかかわらず、2020年９月に開館したこの伝承館は、2021年12月には来館者が５万人を突破した、と地元新聞が報じていました。

館内最初の部屋で短時間の映像上映があり、原発が日本の高度経済成長を支えてきたこと、社会の中で大きな雇用を生んできたことが語られていました。その奥には浜通りでの原発誘致と建設の歴史に加えて、東日本大震災と原発事故での被害状況と現在までの経過を伝える映像資料やパネルなどが並べられています。私の印象に残ったのは、福島第一原子力発電所の事故は、津波対策を怠ったために起きた人災である、と記載されたパネルが展示されていたことでした。

大震災と原発事故の被害の記憶が薄れないために、伝承館を造ったとのことですが、大地震と巨大津波を経験し、引き続く原発事故のためにこの10年間生活を翻弄され続けている福島の人達は（県内避難・県外避難にかかわらず、またこの地に留まり続けている人達も含めて）この経験を忘れてしまうことは決してないと思います。

むしろこの伝承館は関東地方に造られるべきでした。福島第一原発に電力を頼ってきた地域の人達にこそ、いつ終わるのかしれない福島の人々の苦悩を見てほしいです。

2011～2021 報道写真集

「東日本大震災・原発事故 ふくしま10年」

2021年3月11日 福島民報社発行　　表紙写真より

３ページの写真は、伝承館で購入した報道写真集『東日本大震災・原発事故 ふくしま10年』（福島民報社）の表紙です。この写真は東日本大震災後10年間の福島の歴史を物語るとともに、現在置かれている浜通りの状況をとてもよく表していると感じます。

向かって左手前の変わった形の屋根をした建物が伝承館、斜め向かいは双葉町産業交流センターです。その後方（１kmも離れていません）には中間貯蔵施設が設けられ、現在フレコンバックが次々と搬入され、積み重ねられている最中です。向かって右上には福島第一原発が見えています。福島第一原発から伝承館までの直線距離はわずか３kmほどです。

福島第一原発では今もなお、いつ終わるとも知れない廃炉作業が延々と続けられています。使用済み燃料棒と溶融した核燃料は、現在もそしてこれからも冷やし続けなければならない状態です。３号機は応急処置で覆いを作り、使用済み燃料棒を取り出す作業が始まりました。１号機はこれから、放射性物質飛散を予防する大型カバーの新設が計画されているそうです。大地震と津波と爆発によって、原子炉建屋も原子炉格納容器も大打撃を受けており、もろくなっています。もしまた大きな地震が起これば、さらなる被害を受けることになり、何とか冷却を続けている現状は、破綻する可能性があります。

帰還困難区域内の一部に、特定災害復興再生拠点地域を設け、住民の居住再開を目指し除染やインフラ整備を重点的に進めていく、というのが国の方針のようで、伝承館も双葉町産業交流センターもこの再生拠点地域に建てられました。

この写真には写っていませんが、伝承館から北に５ｋｍほど離れた双葉郡浪江町の国道６号線沿いには‘道の駅なみえ’が造られています。2020年８月にオープンし、2021年３月にはリニューアル・グランドオープンしたそうで、内部は近隣地域の特産品や農産物を販売するスペースとフードスペースを併設した大型施設です。（つまりは人々が飲食し、長時間を過ごせる場です。）最近では戸外に、子供たちが遊べるポケモンキャラクターを設置した広場も増設されました。新型コロナ流行のため現在は中止されているようですが、人々を集めるイベントが度々行われています。この‘道の駅なみえ’の近隣にも帰還困難区域が広がっています。

次ページに続く

南相馬からみえるもの ～私たちに向けられた問い～

放射線防護の基本では、外部被曝を避けるために「時間」、「遮蔽」、「距離」の３原則が挙げられています。「時間」とは放射線に曝されている時間をできるだけ短縮すること、「遮蔽」とは放射線源と人との間に遮蔽物を設置すること、あるいは放射線源を覆ってしまうこと、そして「距離」とは放射線源とできるだけ離れることです。

また内部被曝を避けるためには、放射性物質を口、気道、皮膚から取り込まないように注意すること、つまりは飲食、喫煙、化粧等といった放射性物質を体内に取り込む危険性のある行為を避ける必要があります。

浜通りでの放射線源はもちろんまず第一が福島第一原発であり、次いで中間貯蔵施設です。再び避難せざるをえないような事象が起きる可能性のある事故原発に近い場所に不特定多数の人々が集まる施設を建てたり、帰還困難区域の近隣で飲食できる場を設けるということは、‘余計な被曝をしない、させない’という放射線防護の考えと真っ向から対立するものです。

特定災害復興再生拠点区域という考えはとても不思議で私には理解できません。

帰還困難区域の一画とその周辺地域の除染を重点的に行い、その区域の空間線量を減らしても、周辺には線量の高い地域が依然点在しています。この再生拠点区域と帰還困難区域の間には壁も塀もなく、放射性物質を遮る何物も存在しません。空気も水も土も自由に移動します。私の住む南相馬市原町区は、福島第一原発から23ｋｍほどの距離で帰還困難区域からは離れていますが、いまだに家屋内の埃りから放射性物質が検出されていると報告されています。帰還困難区域の近隣はもっと危険性が高いと考えます。余計な被曝を受ける危険性のある場所に、住民の居住を促し、わざわざ不特定多数の人々が集まる施設や場所を次々と造ってみせることが、復興なのでしょうか。

３ページの写真をもう一度見てください。

私はこの写真を日本中の人々に見ていただき、もう一度問い直していただきたいと願っています。

原子力発電は本当にクリーンなエネルギーなのでしょうか？

原子力発電所は本当に安心、安全な施設なのでしょうか？

私たちが電力を原子力発電に頼ったことは本当に正しかったことなのでしょうか？

私たちはまだこれからも原子力発電所を稼働させ続けるのでしょうか？

これまで原発の建設と稼働を許してきてしまった私たちは、これらの問いに答えを出さなければならない責任があると思っています。

2022年 2月記

小児科医　溝口 由美子

ドキュメンタリー「核の大地」自主上映会を開催しました

11月20日(土)、エマオホールにて「核の大地～プルトニウム物語」（2015年製作）自主上映会を開催し、24名が参加しました（上：保科室長開会あいさつ）。上映後にはフランス在住の渡辺謙一監督がオンライン参加され、会場との質疑や意見交換の時間を持ちました。

原爆開発のためプルトニウムが必要ではじめられた米国内での原子炉建設。しかし、歴史的には核不拡散や不採算性のため、米仏では高速増殖炉等でのプルトニウム利用から縮小、撤退。ところが、日本政府は核兵器保有を念頭に福島原発事故後も青森県六ヶ所村でのプルトニウム再処理事業を維持し、MOX燃料利用という危険で高コストな政策に固執していることが小出裕章氏の証言などにより明らかにされました。また、使用済み核燃料の再処理(ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ抽出・精製)に伴う環境の夥しい核汚染。たった数十年間の発電のためだけに、何千、何万年もの核廃棄物管理を要する不道徳性、負の遺産とどう向き合うのか、重いテーマが扱われているものの、詩的な映像美に引き込まれる不思議な魅力を湛える作品でもありました。

上映や監督との質疑後、参加者からは「もっと多くの方々に知ってほしい、見て欲しい」、「怖いけれど目を背けずできることをやっていきたい」と、冷静に現実に向き合うための好材料を提供してくださった渡辺監督への賛辞や謝意が相次ぎ、渡辺監督との交流や作品との再会が楽しみな一日になりました。

不安や絶望の中から芽生えた希望（第２回保養オンラインＯＢ会）

３月26日（土）、昨夏に続き北海教区東日本大震災支援委員会との共催で第２回北海道保養プログラムオンラインＯＢ会を開催し、スタッフを含めて13名が参加いたしました。

2020年以降、新型コロナウィルス感染症による社会不安が生じ、感染症対策のために身近な友人や知人はもちろん、介護施設に入所されている親族、あるいは、病院等に入院されている家族にすら会えない事態すら起きており、あらゆる方々が孤立しやすい状況が生まれています。

2011年の東電原発事故により放射能汚染された地域においては、放射能に対する危険性の認知や情報量の差異などにより住民間の距離感、もしくは、対立してしまうような状況が続いていて、被ばくへの不安を抱く保護者や子どもの方々の中には孤立感を深めておられる方がいます。

ＯＢ会では保養参加当時は小学校６年生だったが、今春就職するという方。また、数年ぶりに再会できた男の子も健やかに成長されているご様子を拝見でき、それぞれ、保養参加時の心境からは変化して、今は目の前の営みに淀みなく向き合っているご様子を参加者、関係者一同で祝福し、喜びをわかちあうことができました。今夏実施を計画している北海道保養プログラムへの貴重なご要望もお伺いできました。

放射能汚染という決して起きてはならない原発事故後に生まれたつながりですが、会を通して、一足早く春が来たような、未来への小さな希望が見えるような、あたたかな会になりました。

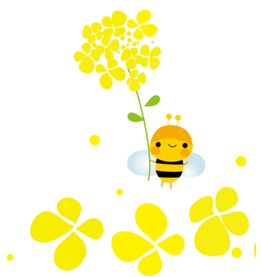

【活動報告】2021年度 甲状腺エコー検査

累計・年次報告

甲状腺検査判定結果 累計表（2013年12月～2022年3月）

年　度	A1	A2	B	C	検査者数 ※1 （カッコ内大人）
2013～2020年度	１,８３１人	１,８１７人	５３人	０人	３,７０１（206）人
2021年度	**７８人**	**７８人**	**９人**	**０人**	**１６５(37)人**
総 計	１,９０９人	１,８９５人	６２人	０人	３,８６６（243）人
小数点第二位四捨五入	４９.４％	４９.０％	１.６％	０％	

判定	内　容	解　説
A1	結節やのう胞を認めないもの。	現時点では何も見あたらず問題ありません。
A2	5mm以下の結節、 20mm以下ののう胞を認めたもの 。	小さなのう胞や結節（しこり）が見つかりました。特に心配することはありませんが、経過を観察していきましょう。
B	5.1mm以上の結節、 20.1mm以上ののう胞を認めたもの。	二次（精密）検査をおすすめします。
C	直ちに二次検査を要する。	専門医･機関での二次（精密）検査が必要です。

※1. 事故当時18才以下の方（子ども）を主な対象者とする。事故当時19才以上の大人や事故後出生者含む。

2021年度 甲状腺検査結果

Ｎｏ	開催日	実施地域	検査者数	検査医師（敬称略）
第74回	2021年5月29日	白石市	２４人	寺澤政彦
第75回	2021年6月26日	名取市 「名取教会」	３３人	寺澤政彦・山崎知行※2
第76回	2021年7月25日	柴田町	３２人	溝口由美子
第77回	2021年11月27-28日	角田市	４７人	寺澤政彦・溝口由美子
第78回	2021年12月12日	石巻市	２９人	寺澤政彦
計　５回		合計　１６５人（事故時19才以上の大人37人含む）		

※2. 山崎知行医師－医療･健康相談、検査結果説明のための参加

2021年度検査結果について

いずみの甲状腺エコー検査はのべ4000名足らずと、福島県が実施している「県民健康調査」における甲状腺エコー検査の対象者（約38万人）、検査実績などと比較すると大変小さな規模ではあるものの、原発事故当時18才以下の子どもだった方が継続して検査を受けられているケースがあります。2021年度、事故当時18才以下だった方が複数回受検され、前回結果から判定としては悪化＝甲状腺の状態が変化した事例（例：Ａ1➔B）が複数例確認されました。幸いにも、複数例すべて甲状腺がん、悪性疑いなどの深刻な事例ではありませんでした。

この数年、福島県の調査では前回検査時には問題なかったのに、約２年後の次回検査を受け、甲状腺がんや悪性疑いと診断される症例数が少なくありません。前回検査から短期間しか経っていないのに甲状腺がん罹患を宣告される事例が相次いで確認されるという、これまでの医学的知見では説明できない事象が発生しています。

エコー検査だけでは放射線起因の障害＝影響かどうかはわかりませんが、早期発見・早期治療という観点からは、一度や二度、検査結果が大丈夫だったり、問題なかったとしても、継続的な受検をご留意いただきますようお願いいたします。

コロナ禍における検査活動について

2020年度からずっと、コロナ禍における感染症予防対策を行い、受検者ご本人さまだけでなく、同行のご家族等を含め、関係者みなさまへのたくさんのご協力をお願いし、ご理解いただく中での検査活動が続いています。とりわけ、緊急事態宣言発令時をはじめ、感染拡大が顕著な時期の検査実施を控えたり、予定していた検査会であっても、延期や回避しなければならない影響が出ており、この２年間は検査機会提供が大きく減少しております。エコー検査を希望されているみなさまへの機会提供が不十分であることについては心からお詫び申し上げます。

一方、検査実施の場合であっても、コロナ禍前の約40～50%という規模縮小をはかるなど、感染症予防対策の取組みを十分かつ慎重に行いながらの２年間でした。非常に厳しい環境下での検査活動が続いていますが、幸いにもこの間、いずみの検査活動に関して感染者確認の事例はありませんでした。

世界的パンデミックにもかかわらず、感染症予防対策という、困難な取組みに対応できたのは、ひとえに全面的にご協力、ご指導くださっている寺澤政彦医師、溝口由美子医師をはじめ、関係者やサポートスタッフ、各地における支援団体みなさまのご支援、ご協力にほかなりません。加えて、国内外でいつもお祈りくださっている全てのみなさまのご支援に大変支えられております。あたたかくご対応いただいているみなさまにあらためて心からの御礼を申し上げます。

今しばらく規模縮小や様々な制約下での検査活動が続くかと思われますが、原発事故由来の放射線被ばくに着目した甲状腺エコー検査は引き続き取組んでいかなければならないと関係者一同認識しています。引き続き、みなさまにはご支援・ご協力、ご指導いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

沈黙を破り東京電力に損害賠償を求めた集団提訴の意義

甲状腺がん支援グループあじさいの会　事務局長　千葉（ちば） 親子（ちかこ）

若い甲状腺がん当事者６名が東電提訴

2022年 1月27日、福島原発事故から11年、事故によって放出された放射性物質により、小児甲状腺がんを発症したとして、事故当時、福島県内に住んでいた６～16歳の男女（現17～27歳）６人が、東京電力に総額６億1600万円の損害賠償を求める裁判を東京地裁に起こしました。東電に健康被害による損害賠償を求める初の集団訴訟となりました。

「なぜ私が甲状腺がんになったのかを知りたいのです」この素朴な問いかけは、10代20代の若者から、どれだけ多くの驚きと不安と将来への希望を奪われたのかを物語っています。

チェルノブイリ原発事故後に小児甲状腺がんが多発し、その後、国際機関も甲状腺がんと放射線被ばくの因果関係を認めていたことから、福島県は、県民健康調査の一環として事故当時18歳未満の子ども約38万人を対象とした甲状腺検査実施を決定し、2011年10月から先行検査（1巡目）を開始しました。２年毎に検査を実施し現在５巡目となっています。

２巡目が終了した2016年３月、中間とりまとめが公表され「福島県で発見されている甲状腺がんは被曝の影響とは考えにくい」と報告しました。今年１月の、第18回甲状腺検査評価部会では悪性ないし悪性疑い266人、手術をしてがんと確定した人222人（うち1人は良性）と報告されていますが、福島県の集計人数に含まれていない27人の患者を合わせると約300人が、がん、悪性疑いと診断されています*1。

今まで声を上げることができなかった甲状腺がん患者が、長い沈黙を破り、勇気と強い決意で健康被害の賠償を求め立ち上がったのです。

提訴時の記者会見では、若い６人の原告は悩み不安にさいなまれたこの10年を自らの言葉で証言しました。「今まで甲状腺がんの事を誰にも言えなかった」「中学２年生で甲状腺がんと宣告された時は驚きました」「２度目（再発）の時は驚く事もなくやっぱり・・と、ただ残念だった、生涯薬を飲まなくてはなりません」「大学２年生の時、がんと宣告されました。何も聞いていないのに、原発事故とは関係ありませんと言われ、なぜ言い切れるのか辛い気持ちになりました」「遠隔転移もあり完治は難しいのではと思うと、将来がとても不安で結婚も出産も考えられません」、噛みしめる言葉は涙に震えていました。裁判などという世界に、なぜこの若者たちが飛び込まなくてはならなかったのか、納得のいく調査と説明がなぜできなかったのか、嘘、隠蔽、データ改竄に、不信を募らせて来た事が、若い患者の背中を押したことは言うまでもないと思います。

東京地方裁判所における提訴の様子(2022.1.27)

写真出典　ジャーナリスト 木野龍逸氏

「誰にも言えなかった」、甲状腺がん当事者を支える支援の輪

甲状腺がん支援グループあじさいの会*2は、家族、患者、支援者によるグループです。2016年にご家族との出会いから、交流会、情報交換、勉強会、医師相談会、などを行いながら、親睦と情報交換をして来ました。

一部の専門家や医師は、福島で見つかっている甲状腺がんは放っておいても、治療の必要もないほど軽微ながんで死に至らない、検査は任意にして学校検診をすべきでないと、言いますが、一部には、進行の速さに驚いているのが現状です。再発や転移もあるがんなのです。死に至らなければ問題ないのか！と、聞き返したい。大人になってからのがんと違い、発症年齢が若いことで、がんと共に生きる時間が長期にわたり、進路、就職、結婚、生命保険の加入など社会的制約が出てくることは多く、生活の質の向上に影響が出ることは事実なのです。

原告は、甲状腺がんの宣告を受けた時「原発事故とは関係ないから」と医師に言われ、県民健康調査では「スクリーニング検査で見つけなくてもいいがんを見つけている」「過剰診断だ」と言われ、「甲状腺検査」とか「被ばく」問題を口にすると「まだそんなこと言って」と言われ、復興に影響が出ると「風評加害者」扱いにされ、口にすることも憚られ「差別を受けるのではないかという恐怖で長い間誰にも言えなかった」と言います。「同じように苦しんでいる他の甲状腺がん患者のためにも、声を上げることでこの状況を少しでも変えたい」と訴えています。

井戸謙一弁護士を団長に17人のベテラン弁護士が若者を支え、団長は「曇りない目で見れば、福島で小児甲状腺がんが多発している事は明らかであり、多くの若者が先の見えない生活の中で苦しんでいます。被害は補償されなければなりません。何が事実であり、何が正義なのか、司法の場で明らかにしたい」と決意を話されました。福島県の現状を直視し患者の気持ちに向き合うのが政府と東電の責務であり、裁判を通して真実が明らかにされることを願っています。裁判所は、原告の不安を受け止めて緻密な審理を行い、科学的根拠に基づいた判断を示して、若い原告が元気に闘い勝利を勝ち取ることができるように、と弁護団は裁判への支援を求めています*3。

次ページに続く

編集記　あじさいの会のご活動について、詳しくは以下サイト（*2）もどうぞご参照ください。

＊1　第18回甲状腺検査評価部会配布資料（2022年1月18日）　資料4、および、参考資料7より
https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/488971.pdf

＊2　甲状腺がん支援グループ あじさいの会　https://www.ajisainokai.net/

＊3　311甲状腺がん子ども支援ネットワーク　https://www.311support.net/

＊4　EUタクソノミーに対する元首相5名による共同声明　https://genjiren.com/2022/01/27/jointstatement/

＊5　あじさいの会による福島県知事への申入れ(ｱﾜｰﾌﾟﾗﾈｯﾄTV配信)　https://www.ourplanet-tv.org/44478/

沈黙を破り東京電力に損害賠償を求めた集団提訴の意義

甲状腺がん患者の存在すら否定する国や福島県（被害の不可視化）

提訴のあった１月27日、元首相経験者５人による、欧州委員会委員長に宛てた、書簡[*4]の中に「多くの子どもたちが甲状腺がんに苦しみ」という記述がある事に、山口環境大臣や細野衆議院議員が「復興に頑張っている福島県に対していわれのない差別や偏見を助長するおそれがある」として５人に抗議文を送りました。５人は、欧州委員会が地球温暖化防止に資する「環境に配慮したグリーンな投資先」として原発を含める方針を取りまとめようとした事に抗議をし、原発推進は未来を脅かす「亡国論だと批判」し、方針撤回を求めたものでした。

差別を生み出しているのは「被ばくの実情を訴えている人々ではなく、現実に起きている健康被害を原発事故の放射能の影響ではないとする政府側であり、正しく調査もせずに曖昧にして来た福島県側にあると思います。この問題で、福島県の内堀知事は、２月３日の定例記者会見で、首相経験者５人の発言に対して問われ、このような発言は「遺憾である」とコメントをしたのです。福島県で起きている、小児甲状腺がん多発と、がんに苦しむ患者の存在は事実なのにです。政府と同じようなコメントを発することに、福島県民として悲しく、怒りがこみ上げてきました。

あじさいの会は２月８日、会が支援している患者家族と共に、内堀知事に対する抗議と質問書[*5]を提出しました。原発事故後の甲状腺がん多発に被ばくの影響を疑っている福島県民、国民は少なくありません。国や福島県は甲状腺検査で早期発見・早期治療の機会を確保し、甲状腺がん多発の原因解明に積極的に取り組み原発事故との関係を明確に調べてほしいと思っています。

しかしながら、抗議の質問に対し、回答期日が過ぎても返事がなく、回答を促しても、福島県からは一切応答がありませんでした。

５人の発言に過剰反応を示したのは一体何であったのか、原発事故による被害を小さく見せ、被ばく影響や原発事故の被害を無かった事にして、見せかけの「復興」に邁進し、原発再稼働にむけたい、原子力推進者にとっては好都合でしかなかったのです。そこには、放射能被害に苦しむ人がいる、子どもたちがいるのです。

最後に、ロシア軍によるウクライナ侵攻で、原子力発電所が軍事攻撃の対象となる事が明らかになりました。日本は、戦争で初めて原子爆弾による被爆国となりました。戦後77年、世界の国々は原子力発電所を手にしました。かつての戦争とは比較にならない脅威を自らの手で、私たちの身近な生活圏に設置してしまったのです。絶対戦争をしてはならないのです。その覚悟が必要です。武器の提供や、経済制裁でなく、戦争反対の声を上げ続ける事が何より大切です。原発事故が起きれば（攻撃されれば）放射能をまき散らし、稼働していなくても核燃料を水で冷やし続けなければならず、水の供給ができないと核の暴走が始まり、電源の喪失で制御不能となります。原発は、人間の手に負えない億年単位で生き続ける生き物なのです。核と人類は共存できないのです。

2022年 3月記

甲状腺がん支援グループあじさいの会

事務局長　千葉 親子

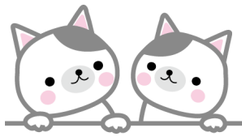

311子ども甲状腺がん裁判

第一回口頭弁論期日

５月２６日（木）午後２時

東京地裁１０３号法廷にて

被害者は何度「殺され」なければならないのか

東日本大震災を引き金に東京電力福島第一原発で水素爆発、炉心溶融、大量の放射性物質放出事故が起こって３月で11年になります。

この事故によって漏れ出した放射性物質は福島県・宮城県・茨城県をはじめとして広く東日本全体を汚染しました。まだその影響は広く残っています。土壌汚染が酷く帰還困難な地域があり、自宅に戻れない人が多数います。現在福島県外に避難している人は県の集計で２万７千人になります。一方、放射性物質の汚染のせいで商品として売ることのできない農水産物が多くあります。

しかし2021年、自民党は、山菜やキノコなどの現行の食品基準値（100ベクレル/ｋｇ）から大幅に緩和することを求める提言を出しています。厚労省は「直ちに見直すことは考えていない」としながら、「科学的、合理的な見地から決定経緯、算定根拠が妥当かどうか検証している」としています。見直すための検証であることは明らかで、環境市民団体は基準を緩和しないよう求めた署名を厚労省に提出しています。

市民団体の調査では、出荷規制が穴だらけです。ネットオークションやフリーマーケットで基準値越えの食品が多数流通しています。監視と規制の強化が必要です。

１月27日、2011年の事故当時、福島県内に住んでいた17～27歳の男女６人が、東京電力福島原発事故に伴う放射性物質の影響で甲状腺がんになったとして、東京電力に計６億1600万円の損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に起こしました。

原告側は提訴後の記者会見で「原発とがんとの関係について裁判で判断してほしい」と訴えました。原告弁護団によると、住民が甲状腺がん発症を理由に事故の被害を訴える訴訟は初といいます。

訴えによると、原告のうち２人は甲状腺の片側を切除しており、４人は再発によって全摘しました。原告は事故後の福島県では小児甲状腺がんが300人近く確認されているとしてがん発症と事故は因果関係があると主張しています。

原告の20代女性は2016年に甲状腺がんが見つかり2017年に手術をしました。その後、希望の仕事に就いたのですが体調が悪く転職を余儀なくされました。「差別されるのではないかと恐怖を感じ、何も言えず過ごしてきました。同じ状況で苦しんでいる子どもたちのためにも声をあげました。声をあげることで現状を知ってもらい、少しでも良い状況になることを願っています。何とか状況を変えていきたい」と述べました。また別の原告男性の母親は、男性が就職活動中に甲状腺がんを患っていることを伝えると数社に就職を断られたことを明かしました。

弁護団は「東京電力は事故との因果関係を認め、補償制度を作るべき」と訴えました。

しかし、福島県民の健康調査に関する検討委員会は2019年に甲状腺がんの発症について「放射線被ばくとの関連はみとめられない」という見解を発表しています[*1*2]。

裁判の焦点は原発事故と甲状腺がんとの因果関係を最大の焦点に進む予定です。裁判では決して差別や偏見の問題に矮小化することなく因果関係を明らかにしてほしいと思います。

次ページに続く

被害者は何度「殺され」なければならないのか

てらさわ小児科院長　寺澤 政彦

原発事故直後は放射性物質の影響を心配して子どもが多く受診しました。甲状腺の腫瘍はありませんでしたが、ホルモンの異常は多数ありました。事故直後は甲状腺刺激ホルモン（TSH）やサイログロブリン（TG）の異常が見られていても時間を経て、成長とともに正常化していく例から、事故直後、放出された放射性物質の影響があったと思います。ホルモン異常が正常化するまで５～６年を要しています。

2011年当時９歳の子どもでも今年は成人です。いずみの健診では、事故当時子どもだった方が出産されお母さんになった女性もいます。幸いその中でまだ甲状腺がんの方はいません。しかし被ばくした方の年齢が上がっていくにしたがって、2011年当時すでに成人だった方にも変化が出ていると思います。甲状腺機能の低下、良性の甲状腺腫瘍を見る機会が増えています。一見して首に腫れが看て取れる方も検査を受けにきています。すでに甲状腺がんで治療後の方もいます。

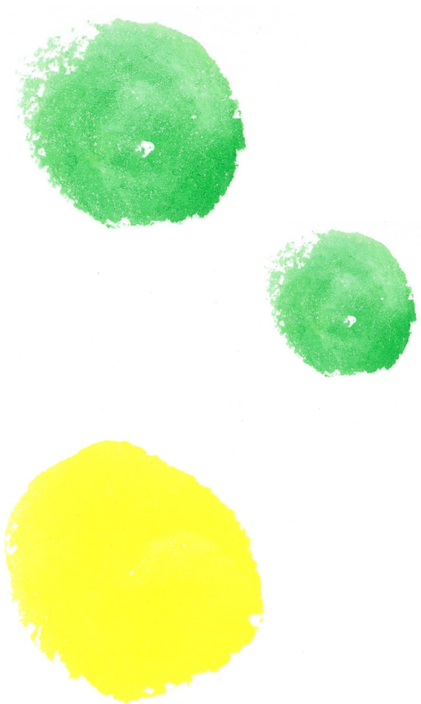

こういう現状に背を向ける意見を堂々と公表する人もいます。「福島の甲状腺検査と過剰診断」高野 徹、緑川 早苗、大津留 晶、他（2021年・あけび書房）には、「福島県の子どもたちに大変な問題が起こってしまいました。それは、甲状腺検査でがんが数多く発見され、**過剰診断**という深刻な問題が発生したことです。」「過剰診断とは、治療せずに放置しても、生涯にわたって何の害も出さない病気を見つけてしまうことです。福島第一原発事故がもたらした被害の中で、**過剰診断**は最も深刻なもののひとつです。」と主張しています。

これは本当でしょうか。従来は子どもの甲状腺がんは１人/100万人/年程度の発生頻度です。しかし福島県内での症例数は数十倍多い数です。これはスクリーニング効果（多数の人を短期間に検査した結果、将来発症するがんを早めに見つける）ないしは、**過剰診断**（将来的に臨床診断されたり死に結びつかないがんを診断）であるという解釈が福島県ないし日本国政府の見解です。

もし、一巡目がスクリーニング効果であれば、二巡目ではがんは見つからないか、きわめて少ないはずです。ところが二巡目も71人が悪性ないし悪性疑いと診断されました。内33人は２年前には異常なし（Ａ１）と診断されていたので、甲状腺がんは少なくとも２年間で5．1mmに達する例があることがわかりました。過剰診断については福島県立医大で大部分の手術をしている鈴木眞一氏も否定しています。

福島県外でも甲状腺がんは多数発生しています。今回の訴訟の原告の三分の二は再発して全摘しています。おそらく全身への転移も予測されます。このような例を過剰診断というのは乱暴です。

3·11甲状腺がん子ども基金では、原発事故当時18歳以下で１都15県に居住されていた方で、甲状腺がんと診断された方に10万円、再発・転移、再手術に10万円、などの給付を行っています。2021年３月末現在の給付数は、福島県114人、福島県外62人、計176人に給付をおこなっています[*3]。福島県内にとどまらず東日本全体に子どもの甲状腺がんが発生しています。これはスクリーニング効果では説明がつきません。

さらに3·11甲状腺がん子ども基金の支援事業によって、検討委員会から発表されている甲状腺がん罹患者数に含まれていない患者さんが複数であることがわかってきました。罹患者数が正しくない条件で放射線被ばくと発がん率の関係を分析し、「放射線の影響とは認められない」と結論づけることはできません。福島県立医大、検討委員会、福島県、管轄官庁である環境省の関係者は、正確な患者数に基づいた結論を出すよう努力すべきです。

有ったものを無かったことにしようとする政府の態度は一貫しています。2013年、当時の安倍首相は水俣病について「水銀の被害は克服された」と発言、また福島原発について「アンダーコントロール（状況は制御されている）」と発言しています。被害者は二度殺されていると言っていいでしょう。

3·11甲状腺がん子ども基金が2021年に行った受給者を対象としたアンケート調査[*4]では、早く見つかって良かった、甲状腺検査は続けて欲しいという回答が90%近くです。

国・福島県には県民の声を聞き、受診率低下の原因を把握し、その向上に向けた努力をすべきです。また、甲状腺検査の対象になっている方は忘れずに今後も検査を受け続けていただきたいと思います。

2022年 2月記

*1　第35回 検討委員会配布資料5-2（2019年7月8日）
甲状腺検査本格検査（検査2 回目）結果に対する部会まとめ
https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/336455.pdf

*2　第36回 検討委員会配布資料1-1（2019年10月7日）
甲状腺検査評価部会「甲状腺検査本格検査（検査2回目）結果に対する部会まとめ」について
https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/351385.pdf

*3　2020年度活動報告書より（3·11甲状腺がん子ども基金・2021年9月発行）
https://www.311kikin.org/wp-311kikin/asset/images/outline/pdf/report2020.pdf

*4　原発事故から10年　いま、当事者の声をきく
―甲状腺がん当事者アンケート 105人の声―（3·11甲状腺がん子ども基金・2021年10月15日発行）
https://www.311kikin.org/wp-311kikin/asset/images/pdf/questionnaire2021.pdf

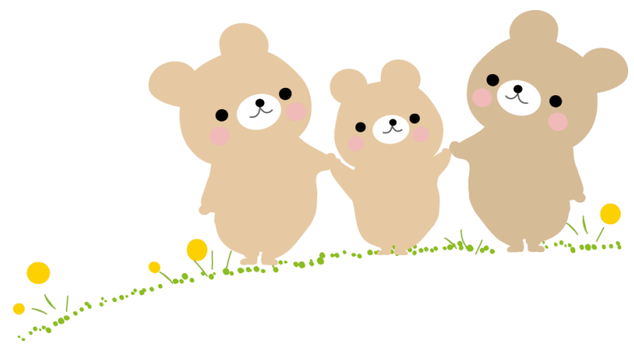

「子ども脱被ばく裁判」控訴審レポート

一般社団法人ままれぼ出版局　代表　和田 秀子

「子ども脱被ばく裁判」の仙台高裁での審理が始まっています。昨年、10月22日に第一回口頭弁論期日が、今年２月14日には第二回口頭弁論期日が行われました。毎回、コロナ禍にもかかわらず、多くの傍聴希望者が集まり、抽選になっています。

控訴審は、たった一回で結審することが多いそうで、弁護団は当初「一回で終わってしまうのでは……」と危惧していたそうです。しかし、そうした気配はまったくありませんでした。石粟正子裁判長は、ていねいに準備書面を読み込んでおり、じっくり審理したいという姿勢を見せています。

■1ミリシーベルトでも350倍のリスクに

〈2021年10月22日／第一回 口頭弁論期日〉

第一回目の期日では、控訴人側の代理人たちが、控訴の理由（被控訴人は「安全な環境で教育をする義務がある」等）を述べました。

国や自治体は、「第一審の判決は妥当だ」などとして、まともに答弁する姿勢を見せていません。それどころか、国は答弁書で「年間１ミリシーベルトの被ばくをしても子どもの権利や利益の侵害にはならない」という主張をしているそうです。これに対し井戸弁護士は、「生涯通して、年間１ミリシーベルトの被ばくを受け続ければ、生涯の累積被ばく線量は70ミリシーベルトになる。一般的な毒物の基準を定める環境基準に照らし合わせると350倍ものリスクとなり、ICRPの考え方によれば10万人中350人ががん死するレベルになる」と、国の答弁に対して反論しました。

また、この日は控訴人を代表して、今野寿美雄さんが意見陳述に立ちました。今野さんは、福島地裁での不当判決を思い出し、怒りを秘めながら、以下のような内容を陳述しました。

提訴から７年以上経ち、多くの子ども原告が、安全な場所で教育を受けられないまま中学を卒業してしまったこと。また、経済的負担を抱えながら他県に避難した原告もいたこと。さらには、国や福島県がSPEEDIの情報を公開しなかったために、今野さんの息子さんも（当時５歳）高濃度の放射性プルームが流れた浪江町津島地区へと避難し、無用な被ばくをさせられてしまったこと。避難中に息子さんが、雪をまるめてアイスがわりに食べたことを知ったとき、筆舌に尽くしがたいショックを受けたことなどが語られました。息子さんは、事故後２年間にわたって万年風邪のような症状が続いていたそうです。だからこそ、いまもなお福島県民にだけ強いられている〝年間20ミリシーベルト〟という数値を受け入れることができない、と強く訴えました。

年間１ミリシーベルトでさえ、他の毒物の環境基準と比べると350倍のリスクがあるのに、20ミリシーベルトなら7000倍も大きいのです。こうした環境下で学ぶことを強いられてきた子どもたちの不利益を、決して忘れてはいけないと改めて感じました。

仙台高裁前にて　（2021年10月22日・控訴審第一回）

■国や県の隠蔽工作は犯罪的な行為

〈2022年2月14日／第二回 口頭弁論期日〉

前回の期日では、答弁を避ける国や福島県、自治体に対し、改めて控訴人の弁護団から認否を明らかにするよう求めていました。しかしこの日も、答弁をしようとしない姿勢は変わりませんでした。

大きな争点のひとつでもある、国や福島県がSPEEDIの情報を公開しなかったことで「無用な被ばくをさせられた」ことについて、控訴人らは「被災者には知る権利がある」と主張しています。これに対して、国は答弁をしませんでしたが、福島県は「一般論としては知る権利がある」ということを認めました。井戸弁護士は、「福島県にこうした書面を書かせたことは、ひとつの成果」だとしています。

そして、この日も原告Ａさんの意見陳述がありました。

報告集会にて　（2022年2月14日・控訴審第二回）

Ａさんは、「未曾有の地震と津波によって予期せず原発事故が起きた」のではなく、事故は想定されており、事前に耐震補強や防波堤の嵩上げなどをしていた原発では、事故を回避できていたことなどを指摘。そのうえで、原発事故が起きた場合の対策も、「原子力防災」というガイドラインにまとめられていたにもかかわらず、国や福島県はこれに従わず住民に被ばくを強いた、と述べました。さらに、SPEEDIの情報を公開しなかっただけでなく、実施されていた放射性物質のモニタリングすら、文科省によって止められたという事実も、NHKの報道によって明らかになっていることを指摘しました。

本来なら、避けられたはずの被ばくを強いた、国や福島県の犯罪的行為に憤りを禁じ得ません。

次回の期日は、５月18日（水）です。みなさん、引き続き注目しましょう。

2022年 3月記

ままれぼ出版局　http://momsrevo.com/

「子ども脱被ばく裁判の会」公式サイト

https://kodomodatsuhibaku.blogspot.com/